

令和元年10月1日から

3歳から就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

(I) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から就学前までの 全ての子供たちの利用料が無償化されます。

① 無償化の期間は、満3歳になった後の最初の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園と認定こども園の1号認定については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

② 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについて
は、副食(おかず等)の費用が免除されます。

(注) 免除対象の方には、別途通知致します。

③ 保育施設(2号・3号認定)の延長保育料については、これまでどおり保護者の負担になります。
幼稚園の預かり保育については裏面をご覧ください。

(II) 0歳から2歳(満3歳になった後の最初の3月31日)までの子供たちにつ いては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

(III) 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育施設、企業主導 型保育事業(標準的な利用料)**も同様に無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

- 就学前の障害児の発達支援を行う施設等を利用する子供たちについても、
3歳から就学前までの利用料が無償化されます。

(2) 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

(注2)満3歳になった日から最初の3月31日までの間の子供達は、市町村民税非課税世帯のみが対象となり、月額1.63万円が上限になります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。**

(注)利用日数に応じて月額の上限額は変動します。無償化対象額は450円×利用日数と月額上限額のどちらか少ない金額となります。

(3) 認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

【利用料】

- **3歳から就学前までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

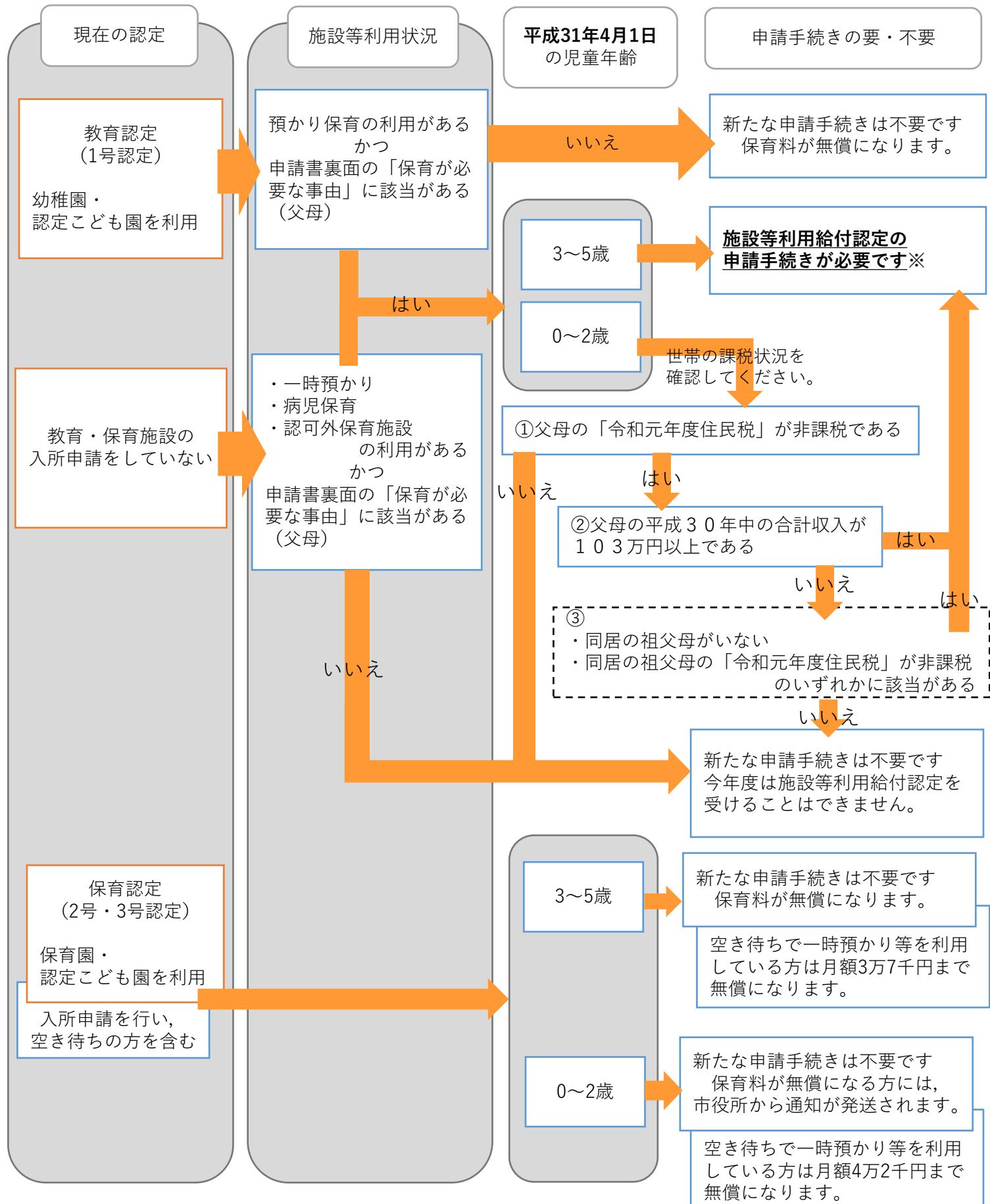
- **認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、相互支援サービスを対象とします。**

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準をみたすことが必要です。

申請手続きの要否の確認について

別紙2



※ 申請手続きによって無償化の対象となる料金

【教育認定】を受けている方…預かり保育料の一部又は全部が無償となります。別紙1(2)をご覧ください。

【教育・保育施設の入所申請をしていない】方…認可外保育施設等の料金の一部又は全部が無償となります。別紙1(3)をご覧ください。

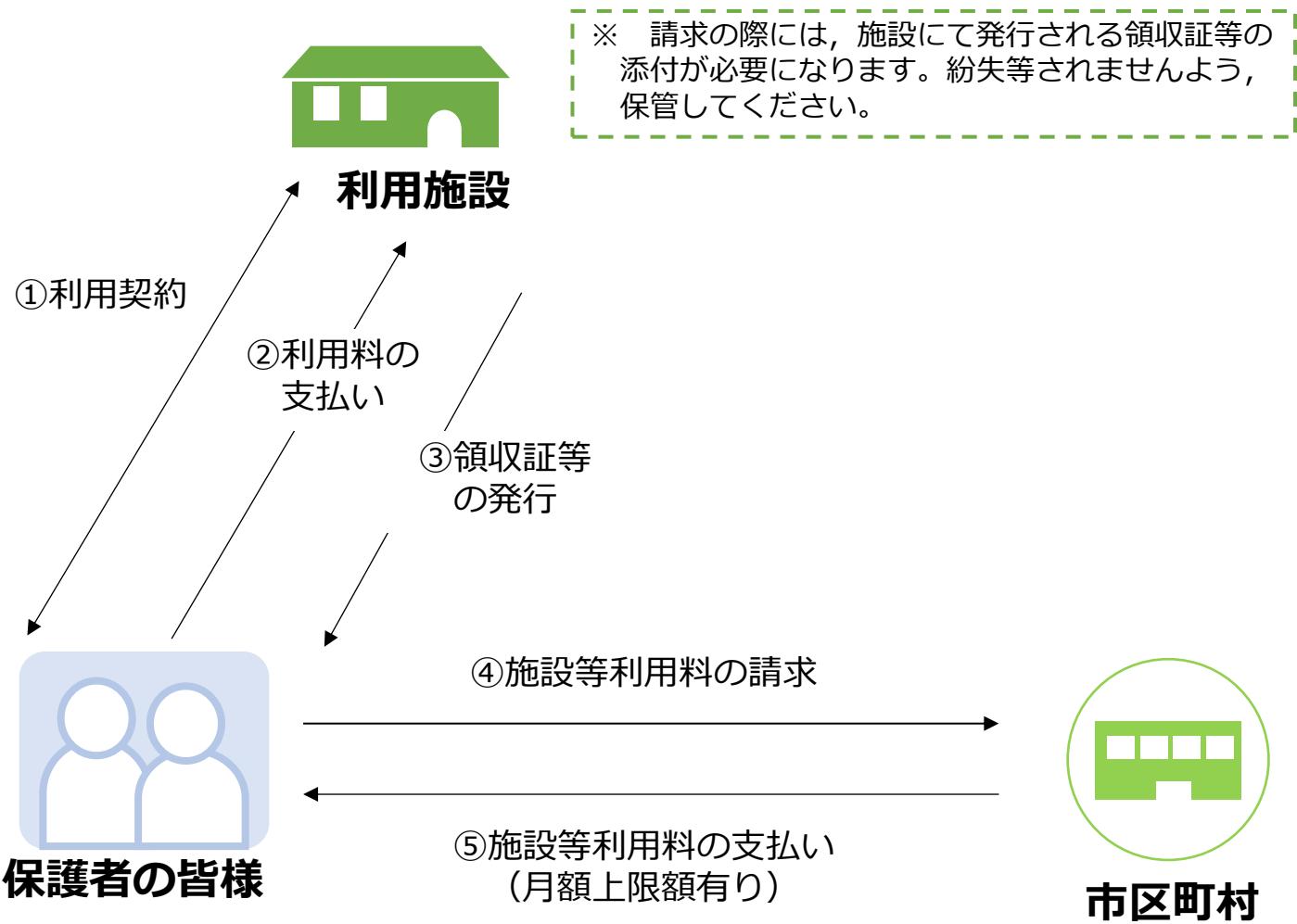
※ 申請手続きに必要な書類

「幼児教育・保育無償化に関する申請について(依頼)」でご確認ください。

【基本的な手続きのイメージ】

～利用料の還付について～

- ・幼稚園等の**預かり保育**の施設等利用給付認定を受けた方
- ・認可施設に入所しておらず、**認可外保育施設・一時預かり・病児保育**の利用料が無償化対象の方
- ・**子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園**を利用の方



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、市区町村に申請が必要です。

※請求・支払いの時期など、手続の詳細については順次お知らせいたします。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

※ 子ども・子育て支援新制度の幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設に入所している児童の教育・保育時間の保育料は、徴収がなくなるためこちらの手続きには該当しません。